

飲食店等への営業時間短縮要請について



【要請期間】 8月20日(金)～9月12日(日) (24日間)

【対象区域】 県内全域

【要請内容】 午後8時から翌午前5時までの営業自粛

※酒類の提供は午後7時まで

【対象施設】 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗

※対象外施設：テイクアウト専門店、イトインなど

※期間中、時短要請への協力と感染防止対策の徹底を飲食店等に呼び掛けるため、見回り活動を実施

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3次)



- 要件：①時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時
までの時間帯に営業を行っている飲食店
- ②業種ごとのガイドラインを遵守
- ③8/20～9/12の全期間を通して時短要請に協力 など

支給額：前（々）年度の1日あたり売上高に応じて算出

- ①中小企業 日額2.5万～7.5万円（売上高の30%）
- ②大企業 売上高減少額の40%（日額限度20万円）

※富山県新型コロナ安心対策飲食店：10万円を上乗せ

申請受付：令和3年9月13日（月）開始予定

飲食店への時短要請に伴う事業者支援



飲食店への時短要請に伴い、経営に大きな影響を受けた事業者（酒類小売業、運転代行業等）に対し、給付金を支給

要件：令和3年8月の売上げが前（々）年同月比で50%以上減少

支給額：1事業者あたり20万円（一律）

※申請受付期間など詳細については、決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

まん延防止等重点措置が適用された場合の対応

➤ 飲食店への時短要請等

エリア	【まん延防止等重点措置地域】	【その他の地域】
要 請 内 容	20時まで (酒類の提供は終日自粛)	20時まで (酒類の提供は19時まで)
協力金	中小企業：売上高の40% (3～10万円/日) 大企業等：売上減少額の40% (～20万円/日)	中小企業：売上高の30% (2.5～7.5万円/日) 大企業等：売上減少額の40% (～20万円/日)

まん延防止等重点措置が適用された場合の対応

➤ 大規模施設への時短要請等

1,000㎡超の大規模施設及び同施設内の
テナント事業者・出店者など

	大規模施設等	テナント等
協力金	1,000㎡毎に20万円/日× 時短率（短縮時間/本来の営業時間）	100㎡毎に2万円/日× 時短率（短縮時間/本来の営業時間）

予算措置

令和3年度8月補正予算 ※8月17日付専決処分

6,933百万円（財源：地方創生臨時交付金）

（1）飲食店への営業時間短縮要請に伴う協力金等

5,943百万円

（2）大規模施設への時短要請に対する協力金

990百万円